

***2010.12.02 Hanrei-jihou No.2102 p.8ff.

最一判平成 22・12・2 判時 2102・8：集合動産譲渡担保にもとづく損害保険金請求権への物上代位

構成部分の変動する集合動産譲渡担保権の効力は、譲渡担保の目的である集合動産を構成するに至った動産が滅失した場合に譲渡担保設定者が取得する損害保険金請求権に及び、譲渡担保権者は物上代位することができる。

もっとも、構成部分の変動する集合動産を目的とする集合物譲渡担保契約は、譲渡担保権設定者が目的動産を販売して営業を継続することを前提とするものであるから、譲渡担保権設定者が通常の営業を継続している場合には、目的動産の滅失により上記請求権が発生したとしても、これに対して直ちに物上代位権を行使することができる旨が合意されているなどの特段の事情がない限り、譲渡担保権者が当該請求権に対して物上代位権を行使することは許されないというべきである。〔科目：金融取引法〕

**2010.03.18 Saibanshu-Minji No.233 p.255ff.

最一判平成 22・3・18 裁判集民事 233・255：理事の辞任の意思表示等についての錯誤無効の成否。

学校法人の理事がした辞任の意思表示、および同法人の理事会において後任理事の選任決議案に賛成する旨の議決権の行使が、要素の錯誤により無効であるとはいえないとされた事例

本件債務（金融機関と交渉して連帯保証人〔＝理事ら〕の保証債務を免れさせるという債務）を履行する力量について誤信は、ただ単に、債務者にその債務を履行する能力があると信頼したにもかかわらず、実際にはその能力がなく、その債務を履行することができなかつたというだけでは、民法 95 条にいう要素の錯誤とするに足りない。債務者自身の資力、他からの資金調達の見込み等、債務の履行可能性を左右すべき重要な具体的事実に関する認識に誤りがあり、それが表示されていた場合に初めて、要素の錯誤となり得るといふべきである。〔科目：契約法〕

**2010.03.25 Minshu Vol.64 No.2 p.562ff.

最一判平成 22・3・25 民集 64・2・562：退職後の競業避止義務違反による不法行為の成否

金属工作機械部分品の製造等を業とする原告会社を、退職後の競業避止義務に関する特約等の定めなく退職した従業員が、別会社を事業主体として原告会社と同種の事業を営み、その取引先から継続的に仕事を受注した行為が、原告会社に対する不法行為に当たらないとされた事例。

前記事実関係等によれば、(1) 本件取引先の営業担当であったことに基づく人的関係等を利用することを超えて、原告会社の営業秘密に係る情報を用いたり、被上告人の信用をおとしめたりするなどの不当な方法で営業活動を行ったことは認められない。(2) また、本件取引先のうち 3 社との取引は退職から 5 か月ほど経過した後に始まったものであるし、退職直後から取引が始まった A については、前記のとおり被上告人が営業に消極的な面もあったものであり、原告会社と本件取引先との自由な取引が本件競業行為によって阻害されたという事情はうかがわれず、原告会社の営業が弱体化した状況を殊更利用したともいえない。(3) さらに、代表取締役就任等の登記手続の時期が遅くなったことをもって、隠ぺい工作ということは困難であるばかりでなく、退職者は競業行為を行うことについて元の勤務先に開示する義務を当然に負うものではないから、本件競業行為を原告会社側に告げなかったからといって、本件競業行為を違法と評価すべき事由ということとはできない。

以上の諸事情を総合すれば、本件競業行為は、社会通念上自由競争の範囲を逸脱した違法なものということとはできず、原告会社に対する不法行為に当たらないといふべきである。〔科目：不法行為法〕

****2010.03.30 Hanrei-jihou No.2075 p.32ff.**

最三判平成 22・3・30 判時 2075・32：商品先物取引の委託契約と消費者契約法 4 条 2 項の「重要事項」

金の商品先物取引の委託契約において、将来の金の価格は消費者契約法 4 条 2 項本文にいう「重要事項」に当たらないため、事業者が将来における金の価格が暴落する可能性を示す事実を告げなかったからといって、同条 2 項本文により本件契約の申込みの意思表示を取り消すことはできない。

消費者契約法 4 条 2 項本文にいう「重要事項」とは、同条 4 項において、当該消費者契約の目的となるものの「質、用途その他の内容」又は「対価その他の取引条件」をいうものと定義されている。これは、同条 2 項 2 号では断定的判断の提供の対象となる事項につき「将来におけるその価額、将来において当該消費者が受け取るべき金額その他の将来における変動が不確実な事項」と明示されているのとは異なる。同条 2 項、4 項では商品先物取引の委託契約に係る将来における当該商品の価格など将来における変動が不確実な事項を含意するような文言は用いられていない。〔科目：契約法〕

****2010.03.30 Hanrei-jihou No.2079 p.40ff.**

最三判平成 22・3・30 判時 2079・40：被用者の金員詐取行為と使用者責任における事業執行性

貸金業を営む株式会社の従業員が会社の貸金の原資に充てると欺罔して第三者から金員を詐取した行為が、会社の事業の執行についてされたものであるというためには、貸金の原資の調達が使用者である会社の事業の範囲に属するというだけでなく、これが客観的、外形的にみて、被用者である当該従業員が担当する職務の範囲に属するものでなければならない

しかし、被上告人は、A が担当する職務の内容、上告人の資金調達に関する A の職務権限、当該職務と本件欺罔行為との関連性等に関し、何ら主張立証をしていないのであって、貸金の原資の調達が客観的、外形的にみて A の担当する職務の範囲に属するとみる余地はない。〔科目：損害賠償法〕

****2010.06.01 Minshu Vol.64 No.4 p.953ff.**

最三判平成 22・6・1 民集 64・4・953：土地の土壌の有害物質と瑕疵担保責任の瑕疵

売買契約の目的物である土地の土壌に、上記売買契約締結後に法令に基づく規制の対象となったふっ素が基準値を超えて含まれていたことが、民法 570 条にいう瑕疵に当たらないとされた事例

売買契約の当事者間において目的物がどのような品質・性能を有することが予定されていたかについては、売買契約締結当時の取引観念をしんしゃくして判断すべきところ、前記事実関係によれば、本件売買契約締結当時、取引観念上、ふっ素が土壌に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるとは認識されておらず、被上告人の担当者もそのような認識を有していなかったのであり、ふっ素が、それが土壌に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるなどの有害物質として、法令に基づく規制の対象となったのは、本件売買契約締結後であったというのである。そうすると、本件売買契約の当事者間において、ふっ素が人の健康を損なう限度を超えて本件土地の土壌に含まれていないことが予定されていたものとみることはできず、本件土地の土壌に溶出量基準値及び含有量基準値のいずれをも超えるふっ素が含まれていたとしても、そのことは、民法 570 条にいう瑕疵には当たらないというべきである。〔科目：契約法〕

****2010.09.13 Minshu Vol.64 No.6 p.1626ff.**

最一判平成 22・9・13 民集 64・6・1262：不法行為による後遺障害の損害賠償と損益相殺的調整

不法行為の被害者に後遺障害が残り、労災保険給付や年金給付を受けたときは、給付と損害が同性質であり、かつ、給付と損害が相互補完性を有するときに、その損害の元本との間で損益相殺的調整を行うべきであり、遅延損害金との間で調整を行うことはできない。

また、後遺障害が残り、労災保険給付や年金給付が将来現実化する損害の填補のために支給されるか支給が確定したときは、特段の事情のない限り、不法行為の時にその損害は填補されたものと評価し、遅延損害金は発生しないものとして損益相殺的調整を行うべきである。〔科目：損害賠償法〕

****2010.09.13 Saibansho-jihou No.1522 p.1ff..**

最一判平成 22・12・16 裁判所時報 1522・1：不動産の転々譲渡と真正な登記名義の回復のための移転登記

不動産の所有権が甲から乙を経て丙に移転したにもかかわらず、登記名義がなお甲の下に残っている場合において、丙が甲に対し甲から丙に対する真正な登記名義の回復を原因とする所有権移転登記手続を請求することは、物権変動の過程を忠実に登記記録に反映させようとする不動産登記法の原則に照らし、許されない。〔科目：物権法〕

****2010.10.19 Kinyu-Shoji-Hanrei No.1355 p.16ff.**

最三判平成 22・10・19 金商 1355 号 16 頁：被保全債権が複数の場合と詐害行為取消訴訟の訴訟物の個数

詐害行為取消訴訟の訴訟物である詐害行為取消権は、個々の被保全債権ごとに複数発生するものではなく、訴訟において被保全債権を変更しても、訴訟提起による時効中断の効力に影響しない。

詐害行為取消権の制度は、債務者の一般財産を保全するため、取消債権者において、債務者受益者間の詐害行為を取消した上、債務者の一般財産から逸出した財産を、総債権者のために、受益者又は転得者から取り戻すことができるとした制度であり、取り戻された財産又はこれに代わる価格賠償は、債務者の一般財産に回復されたものとして、総債権者において平等の割合で弁済を受け得るものとなるのであり、取消債権者の個々の債権の満足を直接予定しているものではない。上記制度の趣旨にかんがみると、詐害行為取消訴訟の訴訟物である詐害行為取消権は、取消債権者が有する個々の被保全債権に対応して複数発生するものではないと解するのが相当である。〔科目：金融取引法〕

***2010.01.19 Hanrei-jihou No.2070 p.51ff.**

最三判平成 22・1・19 判時 2070・51：税金の申告・納付による事務管理の成否。

共有者の 1 人が共有不動産から生ずる賃料を全額自己の収入として不動産所得の金額を計算し、納付すべき所得税の額を過大に申告してこれを納付したとしても、他人のために事務を管理したということではできず、事務管理は成立しない。〔科目：損害賠償法〕

***2010.01.29 Hanrei-jihou No.2071 p.38ff.**

最二判平成 22・1・29 判時 2071・38：保証債務履行請求と権利濫用

グループ会社間の金員の貸付けにつき、借主である会社の代表取締役に対する保証債務の履行請求が権利の濫用に当たり許されないとされた事例。

被上告人の上告人に対する保証債務の履行請求は、M社が既に事業を停止している状況の下において、A社グループに属する各社がM社の事業活動から経営顧問契約等の各種契約に基づき顧問料等の名目で確実に収入を得ていた一方で、わずかの期間同社の代表取締役に就任したとはいえ、経営に関する裁量をほとんど与えられていない経営体制の下で、経験も浅く若年の単なる従業員に等しい立場にあった上告人だけに、同社の事業活動による損失の負担を求めるものといわざるを得ず、上告人が同社の代表取締役に就任した当時の同社の経営状況、就任の経緯、被上告人の同社に対する金員貸付けの条件、上告人は本件保証契約の締結を拒むことが事実上困難な立場にあったことなどをも考慮すると、権利の濫用に当たり許されないものというべきである。〔科目：金融取引法、契約法〕

***2010.03.02 Hanrei-jihou No.2076 p.44ff.**

最三判平成 22・3・2 判時 2076・44：高速道路の設置・管理の瑕疵

北海道内の高速道路で自動車の運転者がキツネとの衝突を避けようとして自損事故を起こした場合において、小動物の侵入防止対策が講じられていなかったからといって上記道路に設置又は管理の瑕疵があつ

たとはいえないとされた事例。〔科目：損害賠償法〕

*2010.04.13 Saibanshu-Minji No.234 p.31ff.

最三判平成 22・4・13 裁判集民事 234・31：確定判決の騙取による不法行為責任の成否

前訴における上告人の主張や供述が事実に反するというだけでは、前訴において上告人が虚偽の事実を主張して裁判所を欺罔したというには足りない。上告人の前訴における行為が著しく正義に反し、前訴の確定判決の既判力による法的安定の要請を考慮しても、なお容認し得ないような特別の事情がないかぎり、被上告人が上記損害賠償請求をすることは、前訴判決の既判力による法的安定性を著しく害するものであって、許されないものというべきである。〔科目：損害賠償法〕

*2010.06.17 Minshu Vol.64 No.4 p.1197ff.

最一判平成 22・6・17 民集 64・4・1197：建替費用の損害賠償請求と居住利益の控除

購入した新築建物に構造耐力上の安全性にかかわる重大な瑕疵があり、倒壊の具体的なおそれがあるなど建物自体が社会経済的価値を有しない場合、買主から工事施工者等に対する不法行為にもとづく建て替え費用相当額の損害賠償請求において、その居住利益を損害額から控除することはできない。〔科目：損害賠償法〕

*2010.06.29 Hanrei-jihou No.2089 p.74ff.

最三判平成 22・6・29 判時 2089・74：葬儀場と生活妨害の不法行為

葬儀場の営業を行う者が、その近隣に居宅を共有してこれに居住する者に対し、上記居宅から葬儀場の様子が見えないようにするための既存の目隠しを更に高くする措置を講ずべき義務も、葬儀場の営業についての不法行為責任も負わないとされた事例。

被上告人が、被上告人建物2階の各居室等から、本件葬儀場に告別式等の参列者が参集する様子、棺が本件葬儀場建物に搬入又は搬出される様子が見えることにより、強いストレスを感じているとしても、これは専ら被上告人の主観的な不快感にとどまるというべきであり、本件葬儀場の営業が、社会生活上受忍すべき程度を超えて被上告人の平穩に日常生活を送るという利益を侵害しているということとはできない。〔科目：損害賠償法〕

*2010.07.20 Saibanshu-Minji No.234 p.323ff.

最三判平成 22・7・20 裁判集民事 234・323：ファイナンス・リース契約の目的物の製造請負における請負代金の支払い時期

請負人の製造した目的物が、ユーザーとリース契約を締結したリース会社に転売されることを予定して請負契約が締結された場合において、注文書に「ユーザーがリース会社と契約完了し入金後払」等の記載があったとしても、上記請負契約は上記リース契約の締結を停止条件とするものとはいえず、上記リース契約が締結されないことになった時点で、請負代金の支払期限が到来するとされた事例

AがCとの間で締結することを予定していたリース契約は、いわゆるファイナンス・リース契約であって、Aに本件システムの代金支払につき金融の便宜を付与することを目的とするものであったことは明らかである。そうすると、たとえ上記リース契約が成立せず、Aが金融の便宜を得ることができなくても、Aは、Bに対する代金支払義務を免れることはないというのが当事者の合理的意思に沿うものというべきである。〔科目：契約法〕